

みやざきビューポイント整備発信モデル事業補助金交付要綱

令和 2年 8月31日
県土整備部都市計画課
美しい宮崎づくり推進室

(趣旨)

第1条 県は、美しい宮崎づくりを推進し、もって観光需要等の回復を図るため、予算で定めるところにより、美しい宮崎づくり推進条例（平成29年3月29日条例第23号。以下「条例」という。）第23条の規定による登録を受けた美しい宮崎づくり活動団体又は同条例第24条第1項の規定による指定を受けた宮崎県景観形成促進機構が実施するビューポイント（展望所等）の整備に係る経費に対し補助金を交付するものとし、その交付については、補助金等の交付に関する規則（昭和39年宮崎県規則第49号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助事業者)

第2条 前条の補助金の交付の対象となる者は、次の要件を満たす者とする。

- (1) 県税に未納がないこと。
- (2) 地方税法（昭和25年法律第226号）第321条の4及び各市町村の条例の規定により、個人住民税の特別徴収義務者とされている法人にあつては、従業員等（宮崎県内に居住している者に限る。）の個人住民税について特別徴収を実施している者又は特別徴収を開始することを誓約した者。
- (3) 前条の事業を実施する主体の構成員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）若しくは同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有しないこと。
- (4) その他補助が適当でないと知事が認める者でないこと。

(補助対象経費及び補助額)

第3条 第1条の補助金の交付の対象となる経費は、市町村が策定するビューポイント整備・維持管理計画書に定められた施設等において実施する次に掲げる活動に要する経費とし、それについての補助額は50万円以内とする。

- (1) 展望所等からの眺望を遮る樹木の伐採
- (2) 展望所等の利用促進に必要な施設（展望施設、案内板、転落防止柵等）の設置及び補修

(補助金の交付の申請)

第4条 補助金の交付の申請をしようとする者は、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない者につい

ては、この限りでない。

(申請書に添付すべき書類)

第5条 規則第3条第4号の規定により補助金等交付申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) ビューポイント整備・維持管理計画書の写し(市町村が原本証明したもの)
- (2) 美しい宮崎づくり活動団体証の写し(美しい宮崎づくり活動団体の場合)
- (3) 宮崎県景観形成促進機構指定書の写し(宮崎県景観形成促進機構の場合)
- (4) 第2条第1号に係る納税証明書(県税に未納がないことの証明)(原則として申請を行う日から3か月以内のもの。写しでも可。)
- (5) 第2条第2号に係る個人住民税の特別徴収実施確認・開始誓約書(法人の場合)(別記様式第1号)
- (6) 第2条第3号に係る誓約書(別記様式第2号)
- (7) その他知事が必要と認める書類

(申請の取下げのできる期限)

第6条 規則第8条第1項の規定により申請の取下げのできる期限は、補助金の交付決定の通知を受領した日から起算して10日を経過した日とする。

(補助金の交付方法)

第7条 この補助金は、精算払により交付する。

(実績報告)

第8条 規則第14条第1項の規定による実績報告は、補助事業実績報告書に次の書類を添えて、事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定のあった年度の翌年度の4月20日のいずれか早い期日までにしなければならない。

- (1) 事業実績書(別記様式第3号)
- (2) 収支決算書(別記様式第4号)
- 2 第4条ただし書の規定により仕入れに係る消費税等相当額を減額しないで交付の申請をした者は、前項の実績報告をする場合において、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金の交付決定額から減額して報告しなければならない。
- 3 第4条ただし書の規定により仕入れに係る消費税等相当額を減額しないで交付の申請をした者が第1項の実績報告をした後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額(前項の規定により減額をした各事業主体にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を別記様式第5号により速やかに報告し、知事の返還命令を受けて仕入れに係る消費税等相当額の全部又は一部を返還しなければならない。

(書類の提出部数等)

第9条 規則及びこの要綱の規定により知事に提出する書類の部数は、それぞれ2部(正本1部、副本1部)とし、その様式は、規則に定めのあるものを除き、別記に定めるところによる。

(書類の経由機関)

第10条 規則及びこの要綱の規定により知事に書類を提出する場合は、市町村長を経由しな

ればならない。

附 則

この要綱は、令和2年8月31日から施行し、令和2年度の予算に係るみやぎきビューポイント整備発信モデル事業補助金から適用する。

別記

様式第1号（第5条関係）

年 月 日

宮崎県知事 ○○ ○○ 殿

住 所
氏 名 印
(法人にあってはその名称及び代表者の氏名)

特別徴収実施確認・開始誓約書

チェック欄（いずれかに該当する項目□にチェックを入れてください。）

1 領収証書の写し添付

- 当事業所は、現在 市（町・村）の特別徴収義務者の指定を受け、従業員等の個人住民税について、特別徴収を実施し納付しています。

→ 6か月以内の領収証書の写しを添付してください。

6か月以内の領収証書の写しを添付してください。

2 添付する領収証書の写しがない場合等

(1) 特別徴収実施確認

- 当事業所は、現在 市（町・村）の特別徴収義務者の指定を受け、従業員等の個人住民税について、特別徴収を実施しています。

→ 確認印を受けてください。

上記市町村の特別徴収義務者指定番号：

※ 各事業所で事前に記入しておいてください。

(2) 特別徴収義務がない

- 当事業所は、特別徴収義務のない事業所です。

→ 確認印を受けてください。

(3) 開始誓約

- 当事業所は、年 月から、従業員等の個人住民税について特別徴収を開始することを誓約します。

つきましては、特別徴収税額の決定通知書を当社（者）あてに送付してください。

→ 確認印を受けてください。

市(町・村)確認印

年 月 日

宮崎県知事 ○○ ○○ 殿

住 所

フリガナ

氏 名

印

（法人にあつてはその名称及び代表者の氏名）

生年月日

年 月 日（性別）

誓 約 書

私は、○○年度みやざきビューポイント整備発信モデル事業補助金交付申請を行うに当たり、次の事項について誓約します。

※チェック欄（誓約の場合、□にチェックを入れてください。）

自己及び本事業実施主体の構成員・役員等は、次のアからウまでのいずれにも該当するものではありません。また、事業実施主体の運営に対し、次のアからウまでのいずれの関与もありません。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

事業計画（実績）書

1 事業の目的（成果）

2 事業の内容

3 経費の配分

区 分	総事業費 (A+B+C)	補助事業に要 する(要した) 経費 (A+B)	負 担 区 分			備 考
			県費補助金 (A)	市町村費 (B)	その他 (C)	
	円	円	円	円	円	
合 計						

4 事業完了（予定）年月日

収支予算（決算）書

1 収入の部

区 分	本年度予算額 (本年度決算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減		備考
			増	減	
県費補助金 市町村費 その他	円	円	円	円	
合 計					

2 支出の部

区 分	本年度予算額 (本年度決算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減		備考
			増	減	
	円	円	円	円	
合 計					

※収支決算書には支出したことを証明する書類を添付すること。

年 月 日

宮崎県知事 ○○ ○○ 殿

住 所
氏 名 印
(法人にあってはその名称及び代表者の氏名)

○年度仕入れに係る消費税等相当額報告書

○年○月○日付け（文書番号）により交付決定通知のあったみやざきビューポイント整備発信モデル事業補助金について、みやざきビューポイント整備発信モデル事業補助金交付要綱第8条第3項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 補助金等の交付に関する規則第15条の補助金の額の確定額 （○年○月○日付け（文書番号）による確定通知額）	金	円
2 補助金の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額	金	円
3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る 消費税等相当額	金	円
4 補助金返還相当額（3－2）	金	円